

平成 21 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 古河スカイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉原 正照
(コード番号：5741 東証一部)
問合せ先：広報・IR室長 上田 滋
(TEL： 03-5295-3800)

連結子会社である日本製箔株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

古河スカイ株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、連結子会社である日本製箔株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付けにより取得すること（以下「本公開買付け」といいます。）を決議し、平成 21 年 5 月 20 日より本公開買付けを実施していましたが、下記のとおり、本公開買付けが平成 21 年 7 月 13 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

古河スカイ株式会社 東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号

(2) 対象者の名称

日本製箔株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
14,168,800株	一株	一株

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載されているとおり、対象者が平成 21 年 2 月 13 日に提出した第 117 期第 3 四半期報告書に記載された平成 21 年 2 月 13 日現在の発行済株式数（24,000,000 株）から平成 20 年 9 月 30 日現在において対象者が保有する自己株式数（22,000 株）及び平成 21 年 5 月 19 日現在において公開買付者が保有する株式数（9,809,200 株）を控除したものになります。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 5 月 20 日（水曜日）から平成 21 年 7 月 13 日（月曜日）まで（39 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき 150円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、平成21年7月14日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	12,744,077株	12,744,077株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ()	一株	一株
株券等預託証券 ()	一株	一株
合 計	12,744,077株	12,744,077株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	9,809個	(買付け等前における株券等所有割合 40.91%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	53個	(買付け等前における株券等所有割合 0.22%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	22,553個	(買付け等後における株券等所有割合 94.06%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	23,918個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年6月19日に提出した第117期有価証券報告書に記載された平成21年3月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株券も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満

株式に係る議決権の数（上記有価証券報告書に記載された平成 21 年 3 月 31 日現在の単元未満株式 59,000 株から、平成 21 年 3 月 31 日現在の対象者の保有する単元未満自己株式 123 株を控除した 58,877 株に係る議決権の数である 58 個）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を 23,976 個として計算しております。

(注 3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 買付け等に要する資金

1,912 百万円

(7) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日
平成 21 年 7 月 21 日（火曜日）

③ 決済の方法
公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社は、平成 21 年 5 月 19 日付「連結子会社である日本製箔株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」で公表しております通り、本公開買付け及びその後の一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）により、対象者を完全子会社化することを予定しております。当社は、本公開買付けにより、対象者の自己株式を除く、対象者の発行済株式の全てを取得できなかったことから、本公開買付け完了後に、以下の方法により当社を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者の自己株式を除きます。）を所有するための手続を実施することを企図しております。

具体的には、本完全子会社化手続として、当社は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更をすること、③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引換えに別の種類の対象者株式を交付すること、及び④上記①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に対し要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、⑤本臨時株主総会と同日に上記②を付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

なお、上記④及び⑤の手続の実施の詳細・時期は現時点では未定です。当社は、本臨時株主総会及び本

種類株主総会に関する対象者における基準日設定公告等への協力を対象者に要請する予定です。

本公開買付けが完了し、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、当社は本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として当該株式とは別の種類の対象者株式が交付されることとなります。対象者の株主に対価として交付されるべき別の種類の対象者株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）と同一の価格を基準として算定されることが予定されています。また、対象者の全部取得条項が付された株式の取得対価として交付される対象者株式の数は本日現在未定ですが、当社が対象者の全ての発行済株式（自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、当社は、対象者に、本公開買付けに応募されなかった当社以外を対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、対象者の株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

上記①ないし③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（i）上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの（i）又は（ii）の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手續等に関しては、株主各位自らの責任において確認され、ご判断いただくこととなります。

上記各手續に際しての税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

対象者株式は、現在、東京証券取引所に上場されております。しかしながら、上記手續に従い、対象者の発行済株式（対象者の自己株式を除きます。）の全てを取得することが予定されておりますので、東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手續を経て、上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合は、対象者株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。

今後、当社は、対象者を完全子会社化することで、コア事業として拡大が期待できる分野、特に医薬用包装などの高度な加工、コンデンサ、リチウム電池、ICチップ用途等の電気・電子、自動車用電池といった産業用向けアルミニウム箔や特殊箔事業につきまして、総合的な技術開発力及び顧客対応力の拡充並びにコストダウンの継続が図れる一体となった効率的かつ機動的なグループ経営を追求、実現し、成長戦略として掲げている「あらゆる環境変化に対応した強い事業体質の実現」に基づく「伸びる市場・当社優位製品群での事業伸長」の下、当社グループ全体での継続的な成長を推進してまいりたいと考えております。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

古河スカイ株式会社	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上